受付

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

五所川原市長　様 年　月　日提出	①申請者	住所又は所在地	〒	法人番号	※個人事業主の方の場合は、個人番号の記載は不要です。
		氏名又は名称		特別徴収義務者指定番号	
				電話番号	

地方税法第321条の5の2の規定により市民税・県民税特別徴収の納期の特例についての承認方を申請します。

②特例の適用を受けようとする税額	年　月以後の特別徴収税額			
③申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 （臨時勤務者に係る分はうち書きのとおり）	年　月	人（うち　人） 円（うち　円）	年　月	人（うち　人） 円（うち　円）
	年　月	人（うち　人） 円（うち　円）	年　月	人（うち　人） 円（うち　円）
	年　月	人（うち　人） 円（うち　円）	年　月	人（うち　人） 円（うち　円）
④現に市民税の滞納があり、又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由を記入				
⑤申請の日前1ヶ年以内に納期の特例について、承認の取消を受けたことの有無	有　・　無	※有の場合、その年月日を記入 年　月　日付けで承認取消		

市処理欄	処理区分	却下の理由	起案	年　月　日	課長	課長補佐	係長	係員
	承認 ・ 却下		決裁	年　月　日				
			施行	年　月　日				
			備考					

申請についての注意事項

１　納期の特例の制度について

（１）　この特例の適用を受けることができるのは、給与の支払を受ける者が常時１０人未満（五所川原市在住問わず）の特別徴収義務者です。

※「常時１０人未満」とは、平常時に給与の支払を受ける者が１０人に満たないということですので、繁忙期に臨時に雇い入れた人数は含めません。

（２）　この特例の適用を受けるためには、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

（３）　この特例の承認を受けると、支払給与、退職所得等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

６月～１１月までに徴収した税額　：　１２月１０日

１２月～５月までに徴収した税額　：　６月１０日

※１０日が土曜、日曜、祝日の場合は、これらの日の翌日

（４）　申請のあった月から納期の特例が適用されます。（３）の各期間の中途において適用を受けた場合には、その月分から期間の最終月分までに徴収した税額を、その期間の納入期限までに納入することになります。

※例　　８月３日に納期の特例を申請した場合　→　８月分から特例適用

７月分　：　納入期限　　８月１０日

８月分～１１月分　：　納入期限　１２月１０日

１２月分～５月分　：　納入期限　　６月１０日

（５）　納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が１０人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届出なければなりません。

（６）　滞納や著しい納付遅延があるような場合は、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けている場合でも、滞納や納付遅延があると、承認を取消されることがありますのでご注意ください。

２　申請書の書き方

（１）　①欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には事務所等の所在地及び法人名並びに代表者氏名を記入してください。

（２）　②欄には、申請月以降で特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

（３）　③欄には、申請の日前6ヶ月間の各月末の人員と、各月の給与の支払金額（賞与等の臨時給与の金額を含みます。）を記入してください。臨時勤務者がいる場合は、その人数と支払金額をそれぞれ（　）に記入してください。

※給与の支払を受けている者全員について記入してください。五所川原市の納税者のみではありません。

（４）　④欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。

（５）　⑤欄には、１年以内における納期の特例取消の有無、取消があった場合は、その年月日を記入してください。